

## 地方独立行政法人評価委員会の業務

各事業年度及び  
中期目標期間に  
おける業務実績  
についての評価  
及び改善勧告

- ① 各事業年度における業務の実績についての評価（第28条）
- ② 各事業年度における業務実績の評価結果の法人及び設立団体の長に対する通知（第28条）
- ③ 各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告（第28条）
- ④ 各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表（第28条）
- ⑤ 中期目標期間における業務の実績についての評価（第30条）
- ⑥ 中期目標期間における業務実績の評価結果の法人及び設立団体の長に対する通知（第30条において準用する第28条）
- ⑦ 中期目標期間における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告（第30条において準用する第28条）
- ⑧ 中期目標期間における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表（第30条において準用する第28条）

設立団体の長  
（知事）による  
事前意見聴取に  
対する意見の提  
示

- ① 業務方法書に対して設立団体の長が認可する際の意見（第22条第3項）
- ② 設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見（第25条第3項）
- ③ 中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見（第26条第3項）
- ④ 中期目標期間の終了時に設立団体の長が所要の措置を講ずる際の意見（第31条第2項）
- ⑤ 設立団体の長による財務諸表の承認の際の意見（第34条第3項）
- ⑥ 中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充当するに当たって設立団体の長が承認する際の意見（第40条第5項）
- ⑦ 一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって設立団体の長が承認する際の意見（第40条第5項）
- ⑧ 限度額を超えて短期借入をするに当たって設立団体の長が認可する際の意見（第41条第4項）
- ⑨ 短期借入の借換に当たって設立団体の長が認可する際の意見（第41条第4項）
- ⑩ 重要な財産の処分をするに当たって設立団体の長が認可する際の意見（第44条第2項）

意見の申出

- ① 特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する設立団体の長に対する意見の申出（第49条第2項）
- ② 一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する設立団体の長に対する意見の申出（第56条第1項において準用する第49条第2項）